

事前同意の確認

個人情報保護法では被保険者等の同意が必要になる項目のうち、被保険者等の利益になるものや、事業者の負担が膨大になり、かつ明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等にとって合理的でないものについては、あらかじめ被保険者等が容易に知りうる方法で通知し「黙示の同意」による同意を得ておくことでよいことになっています。

当健康保険組合では、下記の項目についてはこの趣旨に該当すると判断し、従来どおり行うこととしました。支障のある場合は相談窓口へご相談下さい。

1. 高額療養費を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給（任継者除く）。
2. 一部負担還元金、家族療養費付加金、訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金、合算高額療養費付加金を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給（任継者除く）。
3. 医療費通知を世帯まとめて実施。
4. 健康保険の給付に関する申請等提出については事業主経由で実施（任継者除く）。